

労審発第 1187 号

令和 2 年 6 月 12 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

労働政策審議会

会長 鎌田



令和 2 年 6 月 12 日付け厚生労働省発職 0612 第 5 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和2年6月12日

労働政策審議会
会長 鎌田 耕一 殿

労働政策審議会 職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩

「雇用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱」について

令和2年6月12日付け厚生労働省発職 0612 第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和2年6月12日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 阿部 正浩

「雇用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱」について

令和2年6月12日付け厚生労働省発職 0612 第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。